

達人CubeMini「顧問先キャッシュレス納付」利用規約

第1章 総則

(本規約の適用)

- 第1条** 株式会社NTTデータ（以下「弊社」という。）は、達人Cube「顧問先キャッシュレス納付」の個別サービスである達人CubeMini「顧問先キャッシュレス納付」（以下「本サービス」という。）について、本規約に基づき提供します。
- 2 契約者は、本サービスの利用に関し、本規約の内容を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。
 - 3 本サービスの利用は、第6条（契約の成立）に基づき、本規約への同意を前提とします。

(本規約等及び本サービスの内容の変更)

- 第2条** 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者の承諾を得ることなく、本規約およびサービス仕様（達人Cube及び達人シリーズ（弊社がパッケージソフトウェアとして提供する税務申告ソリューションの総称をいい、以下同じ。）のウェブサイトにて定める本サービスの仕様をいい、以下同じ。）を変更することができるものとします。なお、この場合には、契約者の利用料金、利用条件その他の提供条件は、変更後の規約により適用するものとします。ただし、弊社は当該変更によって変更前の本サービスの全ての機能、品質、性質等が維持されることを保証するものではなく、また契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。
- (1) 本規約及び本サービスの内容の変更が、契約者の利益に適合する場合
 - (2) 本規約及び本サービスの内容の変更が、本規約の目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 弊社は、前項により本規約及び本サービスの内容を変更する場合には、事前に達人シリーズのウェブサイトその他の弊社が適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。
- (1) 本規約及び本サービスの内容を変更する旨
 - (2) 変更後の新規約及び新サービスの内容
 - (3) 変更後の新規約の効力発生日
- 3 契約者は、本規約及び本サービスの内容の変更に同意しない場合、変更後の新規約の効力発生日までに、本規約第31条（契約者からの利用契約の解除）により、本規約を解除するものとします。

(通知)

- 第3条** 弊社は、電子メール、書面又は達人シリーズのウェブサイトへの掲示その他弊社が適切と判断する方法・範囲で、契約者が本サービスを利用するうえで必要な事項を通知するものとします。
- 2 契約者は、本サービスに登録した連絡先（電子メールアドレス等）が常に有効であるよう維持し、変更がある場合は速やかに更新するものとします。
 - 3 第1項に定める通知は、弊社又は弊社委託先が当該通知の内容を、契約者が登録した電子メールアドレス宛に電子メールで送信又は本サービス上若しくは本サービス

のウェブサイトに掲示した時点から効力を有するものとします。また、第1項に定める通知を郵送により実施した場合には、弊社又は弊社委託先より当該通知が契約者宛に発送された時点から効力を有するものとします。

- 4 契約者は、契約者の受信環境（迷惑メール判定、受信拒否設定、通信障害、メールサーバの不具合等を含みますが、これらに限定されません）に起因して通知が到達しない、又は遅延することがあることをあらかじめ承諾するものとし、弊社はこれにより契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

（本サービスの内容）

第4条 本サービスの種類、具体的な内容及び提供条件は、達人シリーズのウェブサイトに定めるものとします。

- 2 本規約とサービス仕様に矛盾が生じた場合は、本規約を優先するものとします。但し、本規約、サービス仕様に別に定めのある場合はこの限りではないものとします。
- 3 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 本サービスについて、弊社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 本サービスには第三者サービスが含まれることがあり、弊社に起因しない本サービスの不具合については、弊社は一切その責を免れること
 - (3) 本サービスにおいて送受信されるデータにより、利用者に損害が生じた場合、弊社は一切その責を免れること
- 4 次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
 - (1) ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等
 - (2) 磁気テープ媒体、フロッピーディスク媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給
 - (3) 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ
 - (4) 本サービスを利用するための電気通信回線提供
 - (5) 個別カスタマイズサービス
 - (6) データ移行サービス
 - (7) 本サービスの利用にあたり、契約者にて準備が必要となるソフトウェアのライセンス

（用語の定義）

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

- (1) 利用契約
利用規約に基づき弊社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (2) 利用契約等
本規約及び利用契約
- (3) 達人 Cube「顧問先キャッシュレス納付」利用規約
本サービスの利用の前提となるサービス達人 Cube「顧問先キャッシュレス納付」の利用規約
- (4) 達人 Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者
達人 Cube「顧問先キャッシュレス納付」の利用規約に基づき弊社と利用契約を締結した者

- (5) 契約者
弊社と利用契約を締結した者であって、本規約に基づく利用契約を弊社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- (6) 契約者等
契約者及び認定利用者
- (7) 個人情報
弊社が本サービスの提供に際して知った契約者等に関する情報であって、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」（以下「法」という。）第2条第1項で定める個人情報
- (8) 契約者設備
本サービスの提供を受けるため契約者等が設置する契約者等の資産のコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (9) 本サービス用設備
本サービスを提供するにあたり、弊社が設置する弊社資産のコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (10) 消費税等相当額
消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
- (11) データセンタ
本サービスを提供するにあたり、本サービス用設備を設置する場所及び本サービスの提供を可能とするための電源設備、空調設備等のファシリティ環境
- (12) 認定利用者
契約者の申請により、弊社が利用契約等に基づき本サービスの利用を承諾した者

第2章 契約等

（契約の成立）

第6条 本サービスを利用しようとする者が、本サービスを利用するためのプログラムにおいて利用規約が表示する画面の「確定」ボタンをクリック又は押下したときに、利用規約の内容に同意したものとみなされ、この同意をもって利用契約が成立するものとします。

2 前項において利用契約が成立した場合であっても、契約者でない者は、本サービスを利用することができないものとします。

3 弊社は、前各項その他本規約の規定にかかわらず契約者が次のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことがあります。

- (1) 弊社との達人シリーズに関する契約等に違反したことを理由として当該契約を解除されたことがあるとき
- (2) その他、弊社が不相当と判断したとき

(認定利用者による利用)

第7条 契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負う場合、認定利用者に本サービスを利用させることができるものとします。

(権利義務譲渡の禁止)

第8条 契約者は、あらかじめ弊社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部につき、第三者に対する譲渡、承継、貸与、担保設定その他の処分をしてはならないものとします。

(契約者の地位の承継)

第9条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、速やかに達人Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者にその旨通知するものとし、第31条（契約者からの利用契約の解除）に基づき本契約を解除の上、達人Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者の案内に従い本契約を締結しなおすものとします。

第3章 権利の帰属

(所有権等)

第10条 本サービスにおいて弊社が提供するウェブサイト等のコンテンツ、画面デザイン、マニュアルその他一切の著作物等の所有権及び著作権は、弊社又は弊社が定める者に帰属するものとします。契約者は、本サービスに関する所有権及び知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

第4章 弊社の義務等

(善管注意義務)

第11条 弊社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

(本サービス用設備等の障害等)

第12条 弊社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

2 弊社は、弊社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。

3 弊社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する弊社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供

する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。

第5章 提供条件等

(サービスの提供場所)

第13条 本サービスの提供は、弊社の運営するデータセンタにて行います。

(本サービス利用可能時間)

第14条 本サービスの利用可能時間は、毎年12/29から1/3の期間及び毎週日曜日1:00～5:00(夜間)を除く時間となります。

(一時的な中断及び提供停止)

第15条 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備の故障等により保守を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他第28条(責任の範囲)に定める不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - (4) 契約者等が弊社又は第三者の業務に重大な影響を与え、又は、そのおそれがあるとき
- 2 弊社は、本サービス用設備の定期点検を行うため、達人 Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
- 3 弊社は、達人 Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者が第32条第1項各号(提供停止及び弊社からの利用契約の解除等)のいずれかに該当する場合又は達人 Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者が利用料金等未払いその他利用契約等に違反した場合には、当該契約者への通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
- 4 弊社は、前三項に定める事由により本サービスを提供できなかったことにより契約者等又は第三者(他の契約者を含む。以下同じ。)が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(利用期間)

第16条 本サービスの利用期間は、契約者が本サービスを利用するためのプログラムにおいて利用規約が表示する画面の「確定」ボタンをクリック又は押下した日から契約者が第31条(契約者からの利用契約の解除)に定める手続きに従い契約を解除するまで存続するものとします。

(ソフトウェアの取扱等)

第17条 契約者は、本サービスに関して弊社から提供されるソフトウェア(以下「本ソフトウェア」という。本ソフトウェアの複製物等を含む。以下同じ。)を次のとおりに取り扱うものとします。

- (1) 本サービスを利用するため以外の目的に使用しないこと
- (2) 弊社の事前承諾なく、本ソフトウェアの全部又は一部をインストール、複製、翻案、翻訳、改変その他これらに類する行為を行わないこと
- (3) 弊社の事前承諾なく、本ソフトウェアを第三者に譲渡、使用許諾、販売、貸与、公衆送信等しないこと
- (4) 第三者が権利を有する本ソフトウェアについては、当該第三者との間で契約の締結等、必要な措置を講ずること
- (5) 前項の本ソフトウェアのうち、弊社が契約者に対して使用許諾するソフトウェアについては、各使用許諾契約に従って使用すること。ただし、本規約と当該使用許諾契約の規定が異なるときは、本規約の規定が当該使用許諾契約に優先して適用されるものとします。
- (6) 本ソフトウェアの全部又は一部について、リバースエンジニアリングによる解析を行わないこと
- (7) 弊社が本ソフトウェアに表示した著作権及び商標権表示を削除しないこと

第6章 契約者の義務

(ID・パスワードの管理等)

第18条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、別途弊社が定める方法により提供されるID（契約者とその他の者を区別するために用いられる符号をいう。以下同じ。）及びパスワード（IDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号をいう。以下同じ。）を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ただし、利用契約等に基づき認定利用者に開示する場合、契約者は本条に定めを遵守することを条件にID及びパスワードを開示することができるものとします。

2 ID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、弊社は一切の責任を負わないものとします。契約者のID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。

3 第三者が契約者のID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、当該行為により弊社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、弊社の故意又は過失によりID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

(バックアップ)

第19条 契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、弊社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

(機器等の準備)

第20条 契約者は、自己の費用と責任により、契約者設備について、本サービスを利用可

能な状態（プロバイダー契約の締結等を含む。）に維持するものとします。

- 2 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
- 3 契約者設備、前項に定めるインターネット接続又は本サービス利用のための環境に不具合がある場合、弊社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
- 4 弊社は、弊社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

（第三者提供のサービス）

第21条 本サービスは、第三者が提供するサービス若しくはコンテンツ、又は第三者が権利を有するソフトウェア（以下「第三者サービス等」という。）を含みます。

- 2 第三者サービス等には、第三者サービス等を提供する第三者が定める利用規約その他の条件（以下「第三者サービス条件」という。）が適用されるものとします。ただし、第三者サービス条件と利用契約等の内容に齟齬がある場合は、第三者サービス条件が利用契約等に優先して適用されるものとします。
- 3 第三者サービス等の不具合又は権利侵害については、これを提供する第三者が第三者サービス条件の定めに従って責任を負うものとし、弊社は当該不具合又は権利侵害の存在を知りながら告げなかった場合を除き、他の条項の定めにかかわらず一切責任を負わないものとします。

（禁止行為）

第22条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスに関する情報を改竄又は消去する行為
- (2) 契約者以外の者になりすまして本サービスを利用する行為
- (3) 第三者又は弊社の財産、名誉及びプライバシー等を侵害する行為
- (4) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は弊社の個人情報収集する行為
- (5) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
- (6) 第三者若しくは弊社の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (7) 法令違反又は第35条（反社会的勢力との関係排除）第1項又は第2項に違反するなどの公序良俗に反する行為
- (8) 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為（書面により弊社が事前に承諾した場合を除く。）
- (9) 第三者に本サービスを利用させる行為（書面により弊社が事前に承諾した場合を除く。）
- (10) 弊社の信用を傷つけ、又は弊社に損害を与える行為
- (11) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為

- (1 3) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (1 4) 第三者の設備等又は本サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (1 5) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
 - (1 6) その他、弊社が不適切と判断した行為
- 2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに弊社に通知するものとします。
- 3 弊社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除し、又は利用契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。ただし、弊社は、契約者の行為又は契約者が提供又は伝送する情報を監視する義務を負うものではありません。

(認定利用者の遵守事項等)

第23条 第7条（認定利用者による利用）の定めに基づき、弊社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者にこれらの事項を遵守させるものとします。

- (1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上で、本規約により契約者が負うのと同様の義務を遵守すること。ただし、利用契約等のうち、利用料金の支払い義務など条項の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
 - (2) 契約者と弊社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと
 - (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと
 - (4) 本サービスの提供に関して弊社が必要と認めた場合には、契約者が、弊社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができること、また、弊社は第36条（再委託）所定の再委託先（再委託が数次にわたる場合は、そのすべてを含む。）に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる秘密情報を開示することができること。ただし、当該秘密情報に関して、弊社は利用規約に定める機密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - (5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して弊社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、弊社に対して一切の責任追及を行わないこと
- 2 契約者は、弊社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

(認定利用者が利用契約に違反した場合の措置)

第24条 第7条(認定利用者による利用)の定めに基づき、認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとし、

2 認定利用者が、前条第1項各号所定の条項に違反した日から5日間経過後も、当該違反を是正しない場合、弊社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとし、

- (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
- (2) 弊社と契約者の間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

(情報の提供等)

第25条 弊社は、契約者に対して、本サービスの提供にあたり必要な情報の提供等の協力を求めることができるものとし、契約者は正当な理由がない限り弊社にこれを提供するものとし、

2 契約者は、本サービスの利用のために弊社に提供した情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとし、

3 第1項その他理由の如何によらず、契約者が弊社に情報を提供しなかったこと又は提供した情報が不正確若しくは最新でなかったために、契約者又は第三者に損害が生じ又は拡大した場合、弊社は一切の責任を負わないものとし、

第7章 機密保持

(秘密情報の取り扱い)

第26条 契約者及び弊社は、本サービス遂行のため相手方より書面、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者(ただし、弊社と特約店契約又は販売代理店契約を締結している特約店又は販売代理店を除く。)に開示又は漏洩しないものとし、ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 開示時点で既に公知のもの又は開示後に被開示者の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
- (2) 開示時点で被開示者が既に保有しているもの
- (3) 開示後に被開示者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
- (4) 開示後に被開示者が秘密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
- (5) オープンソースソフトウェアの著作権者より開示を義務付けられているもの

2 前項の定めにかかわらず、契約者及び弊社は、秘密情報のうち法令、通達、ガイドライン等(以下総称して「法令等」という。)の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、要求される範囲に限り、当該法令等の定めに基づ

く開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び弊社は、関連法令等に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

- 3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 4 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び弊社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
- 5 前各項の規定に関わらず、弊社が必要と認めた場合には、本サービスの遂行に必要な範囲において、自己及び直接又は間接の親会社の役員、従業員に対して秘密情報を開示できるとともに、第36条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、弊社は被開示者に対して、本条に基づき弊社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
- 6 利用契約が終了した場合又は開示者から要請があった場合、被開示者は、開示者から開示された秘密情報を開示者の要請に応じて破棄又は消去するものとします。
- 7 本条の規定は、本サービス終了後、5年間有効に存続するものとします。

（個人情報の取り扱い）

第27条 契約者及び弊社は、相手方に対し提供する情報に個人情報（「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」（以下「法」という。）第2条第1項で定める個人情報及びその蔵置媒体をいいます。以下同じとします。）が含まれる場合は、個人情報を提供する正当な権利を有することを保証するとともに、あらかじめ書面にて当該個人情報を特定し、明示しなければならないものとします。契約者又は弊社が本項に違反した場合、相手方は当該情報について本条に基づく義務を負わないものとします。

- 2 契約者及び弊社は、個人情報の取扱いについて、次の各号で定める義務を負うものとします。
 - （1）個人情報を利用契約の履行以外の目的のために利用（以下「目的外利用」という。）しないこと
 - （2）個人情報を第三者に提供しないこと
 - （3）個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等（以下「漏洩等」という。）の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じること
 - （4）自己の責任において、本契約により個人情報を取り扱う自己の従業者（雇用関係にある従業員のみならず、取締役、執行役、監査役、派遣社員等を含む。以下「従業者」という。）に本条の義務を遵守させること
- 3 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第4項乃至第7項の

規定を準用するものとします。

- 4 契約者及び弊社は、本サービスにおいて、個人情報（個人番号（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」第2条第8項で定める特定個人情報及びその蔵置媒体をいいます。）を含み、以下同じとします。）の取扱いにかかる業務を契約者が弊社に委託するものではなく、個人情報をその内容に含む電子データを取り扱わないことを確認します。
- 5 本サービスにおいて、契約者データ等（納付手続に必要な申告書データ等を指します）が格納される本サービス用設備に対し弊社が実施する安全管理措置の内容については、別途弊社が通知する内容によるものとします。
- 6 契約者及び弊社は、個人情報の漏洩等が発生した場合は、直ちに相手方に報告を行い、対応等について相手方と協議するものとします。
- 7 契約者及び弊社は、相手方から提供された個人情報の主体（以下「本人」という。）に対して法第32条から第35条で定める個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等（以下総称して「開示等」という。）を行う権限を有せず、本人から開示等の請求を受けた場合、速やかにその旨を相手方に通知するものとし、当該通知を受けた相手方は本人に対して必要な対応を取らなければならないものとします。
- 8 契約者及び弊社は、前項の定めによる必要な対応を行わなかったことにより相手方が本人又は関係する第三者から法第39条で定める裁判上の訴えを提起された場合、自己の責任と費用をもって当該訴えを処理し解決するものとします。
- 9 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第8章 責任の範囲

（責任の範囲）

第28条 弊社は、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとし、別途利用契約で定めがある場合を除き、弊社の責任は当該注意義務の範囲に限られるものとします。なお、弊社は本サービスの完全性、正確性、適法性、有効性を保証するものではなく、契約者は、自己の責任において本サービスを使用するものとします。

- 2 弊社は、天災地変、戦争、騒乱、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、法令（通達、ガイドライン等を含む。）の制定若しくは改廃、公共インフラ（輸送機関、通信回線等を含む。）の事故、電力事故、政府機関による命令、弊社委託先等の操業停止、本サービス用設備に対する第三者による物理的侵害その他自己の責に帰すことのできない事由（本規約において「不可抗力」という。）による本サービスの提供に関する履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し責任を負わないものとします。不可抗力による履行遅滞又は履行不能には、弊社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等によるものを含むものとします。
- 3 契約者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合又は契約者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。
- 4 本サービスの利用によって、認定利用者に損害が発生した場合について、弊社は

認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

(納付手続についての免責)

第29条 本サービスは、契約者の法人税、所得税等の納付手続を支援するものであり、納付の実行、納付期限の管理、納付金額その他納付内容の最終確認は、契約者の責任において行うものとします。

2 契約者は、第三者サービス（e-Tax、eLTAX、その他金融機関等が提供しているサービスも含まれますが、これらに限りません）に起因して納付手続が遅延、又は不能となる場合があることを承諾し、弊社はこれにより契約者又は第三者に生じた損害について責任を負わないものとします。

3 納付遅延等により、契約者に対して生じた延滞税、加算税、罰則、損害その他一切の不利益について、弊社は責任を負わないものとします。

(損害賠償の制限)

第30条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、弊社は契約者に対して賠償責任を負わないものとします。

第9章 利用契約の解除

(契約者からの利用契約の解除)

第31条 契約者は、解除希望日までに達人Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者に通知し、達人Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者が解除の処理をすることによってのみ、利用契約を解除することができるものとします。

(提供停止及び弊社からの利用契約の解除等)

第32条 弊社は、達人Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの提供を一時停止又は利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 弊社への利用申込内容、利用変更内容その他通知内容等に虚偽があったことが判明した場合
- (2) 達人Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者の振り出した又は裏書した手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立があったとき又は租税滞納処分を受けた場合
- (4) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき又は清算に入ったとき
- (5) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (6) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (7) 第8条（権利義務譲渡の禁止）に違反した場合
- (8) 第22条（禁止行為）第1項第7号に違反した場合

- (9) 達人 Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者が達人 Cube「顧問先キャッシュレス納付」利用規約に違反し、弊社から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しない場合
- (10) 利用契約等を履行することが困難と想定される事由が生じた場合
- (11) 達人 Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者の意思により、本サービスの提供停止をした場合

(本サービスの廃止)

第33条 弊社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、本サービスの廃止日をもって利用契約を解除するものとし、弊社は、本サービスの廃止によって契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。なお、弊社の契約者への通知は、電磁的方法又は達人シリーズのウェブサイトへの掲載で行うものとし、

- (1) 不可抗力により本サービスの全部又は一部の提供が不可能となった場合
- (2) 本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合
- (3) 弊社が達人 Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者に対して、本サービスの全部又は一部を廃止した場合

(契約終了後の処理)

第34条 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって弊社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等(当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物や第26条(秘密情報の取り扱い)に定める機密情報を化体した資料等を含む。以下同じ。)を利用契約終了後直ちに弊社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとし、

第10章 その他

(反社会的勢力との関係排除)

第35条 契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 事故、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべ

き関係を有すること

2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 弊社は、契約者が第32条（提供停止及び弊社からの利用契約の解除等）第1項第9号で定める事由に該当したことにより、本規約の全部又は一部を解除された場合、契約者に損害が生じた場合にも、弊社に何らの請求を行わないものとします。また、弊社に損害が生じた場合は、第30条（損害賠償の制限）の定めに従い、その賠償責任を負うものとします。

（再委託）

第36条 弊社は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。（係る第三者を以下「再委託先」といい、再委託が数次にわたる場合は、そのすべてを含む。）

（報告）

第37条 弊社または契約者は、機密情報又は個人情報の漏洩が発生したときには、達人 Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者を通じて直ちに相手方に報告し、対応等について達人 Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者及び契約者と協議をおこなうものとします。

（提供区域・準拠法）

第38条 契約者は以下の地域にて本サービスを利用することができます。

- ・日本
- 2 国外で本サービスを利用する場合、日本国内で住所、所在地などを確認できる契約者のご利用に限ります。
 - 3 本規約及び変更後の規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法（但し抵触法を除く）に準拠するものとします。

（輸出管理）

第39条 契約者が本サービスで利用する機密情報、設備及びそれらに含まれる技術（以下総称して「技術情報等」という。）を海外に持ち出し又は非居住者に提供する場合は、これらに関して適用されるすべての輸出規制（日本国の外国為替及び外国貿易法、米国再輸出規制、当該送信元または格納元の国の輸出規制を含み得ますが、これらに限りません。）を遵守するものとし、輸出規制に基づき必要な手続きを行うものとします。

- 2 契約者が本サービスを利用して情報を輸出入する場合も輸出規制を遵守するものとします。
- 3 契約者は、本サービス及び本サービスで利用する技術情報等を武器や兵器の開発

及び製造に一切使用しないものとします。

- 4 弊社は、認定利用者が本サービス及び本サービスで利用する設備を武器の製造・販売に使用しないよう、本サービスの提供前に認定利用者の事前確認を十分に行うものとし、そのおそれがある認定利用者に対しては本サービスを提供しないものとします。

(合意管轄)

第40条 利用契約等に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

(協議等)

第41条 利用契約等に定めのない事項その他本規約の条項に関し疑義を生じた場合は、契約者、弊社及び達人Cube「顧問先キャッシュレス納付」契約者協議のうえ円満に解決を図るものとします。

- 2 利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、有効となるために必要な限度において限定的に解釈されます。

2026年 1月 25日 制定

